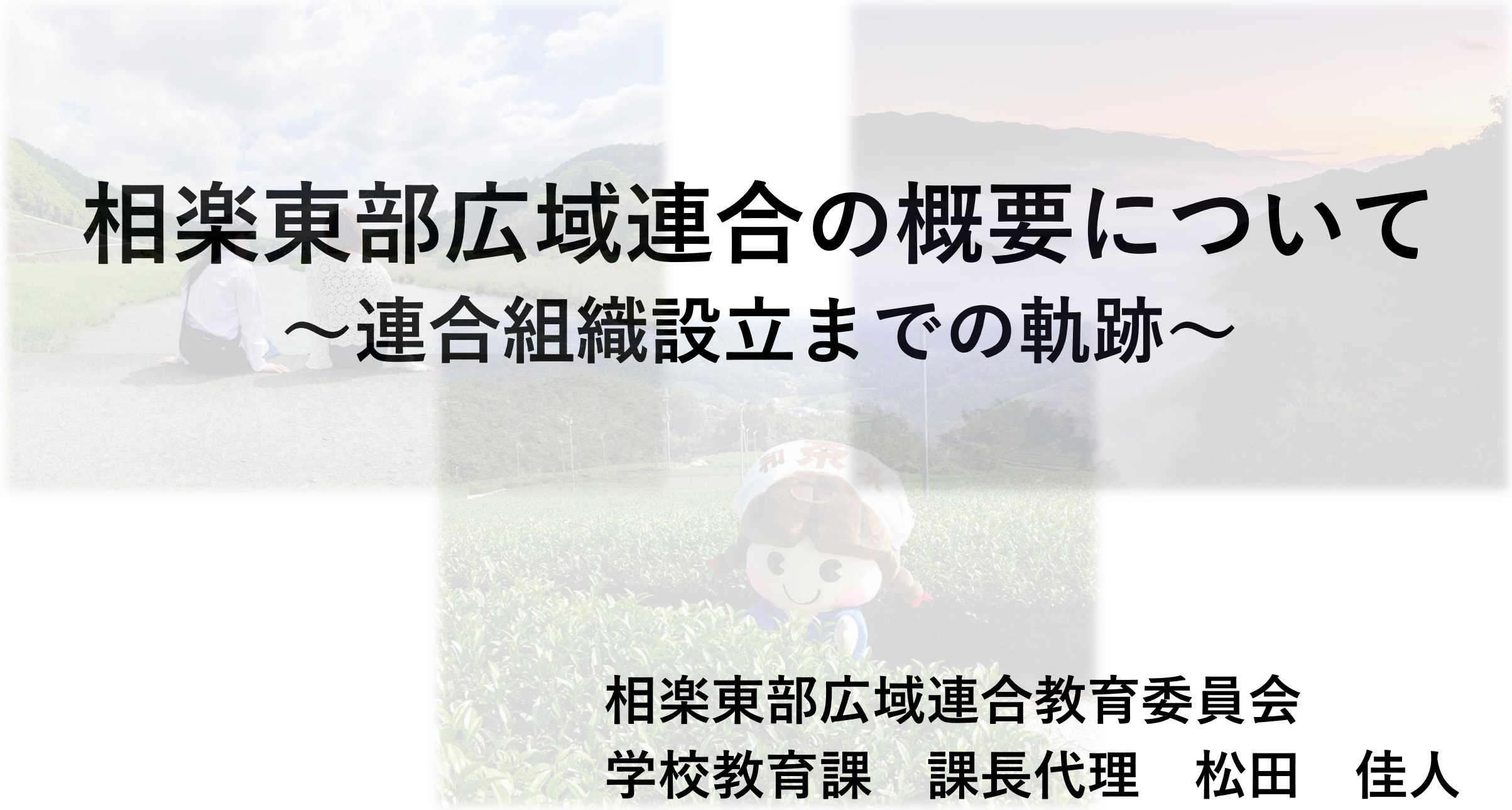

相楽東部広域連合の概要について

～連合組織設立までの軌跡～

相楽東部広域連合教育委員会
学校教育課　課長代理　松田　佳人

相楽東部広域連合の位置について



Copyright © 旅行のとも、ZenTech

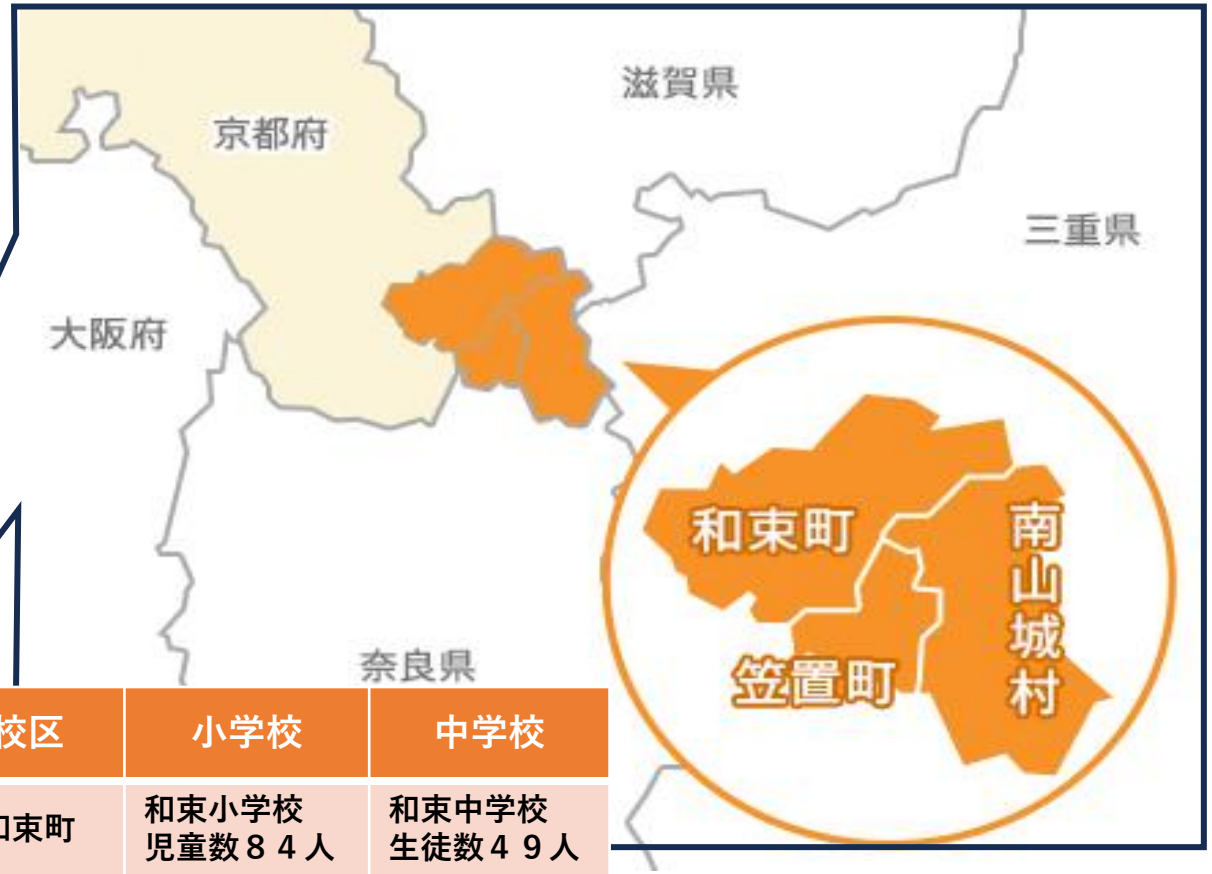

校区	小学校	中学校
和束町	和束小学校 児童数８４人	和束中学校 生徒数４９人
笠置町	笠置小学校 児童数１５人	笠置中学校 生徒数４１人
南山城村	南山城小学校 児童数５８人	

※令和８年４月１日現在

相楽東部広域連合設立目標

「平成の大合併」（～平成２１年）

地方行政の「財政難」が課題

↓

地方自治法改正による「広域連合」制度を活用

↓

行政事務を共同化する「広域業務連携」を目標

相楽東部広域連合設立までの経過

日　付	協議会等	概　要
平成１７年　６月　３日	京都府・市町村行政連携推進会議	相楽郡東部３町村と京都府で業務連携の検討
平成１７年　７月１３日	相楽郡東部３町村広域業務連携推進部会	７つのワーキングを設置
平成１７年１１月　９日	相楽郡東部３町村広域業務連携推進部会	ワーキング結果報告会

◎教育分野について広域連携を検討

日　付	協議会等	概　要
平成１８年　１月１３日	相楽郡東部３町村広域業務連携に係る協議	京都府との協議
平成１８年　４月　１日	相楽東部広域業務連携協議会発足	事務局を設置
平成２０年１２月２２日	相楽東部広域連合の設立について	京都府より許可
平成２１年　４月　１日	相楽東部広域連合教育委員会発足	

相楽東部広域連合の構成

相楽東部広域連合

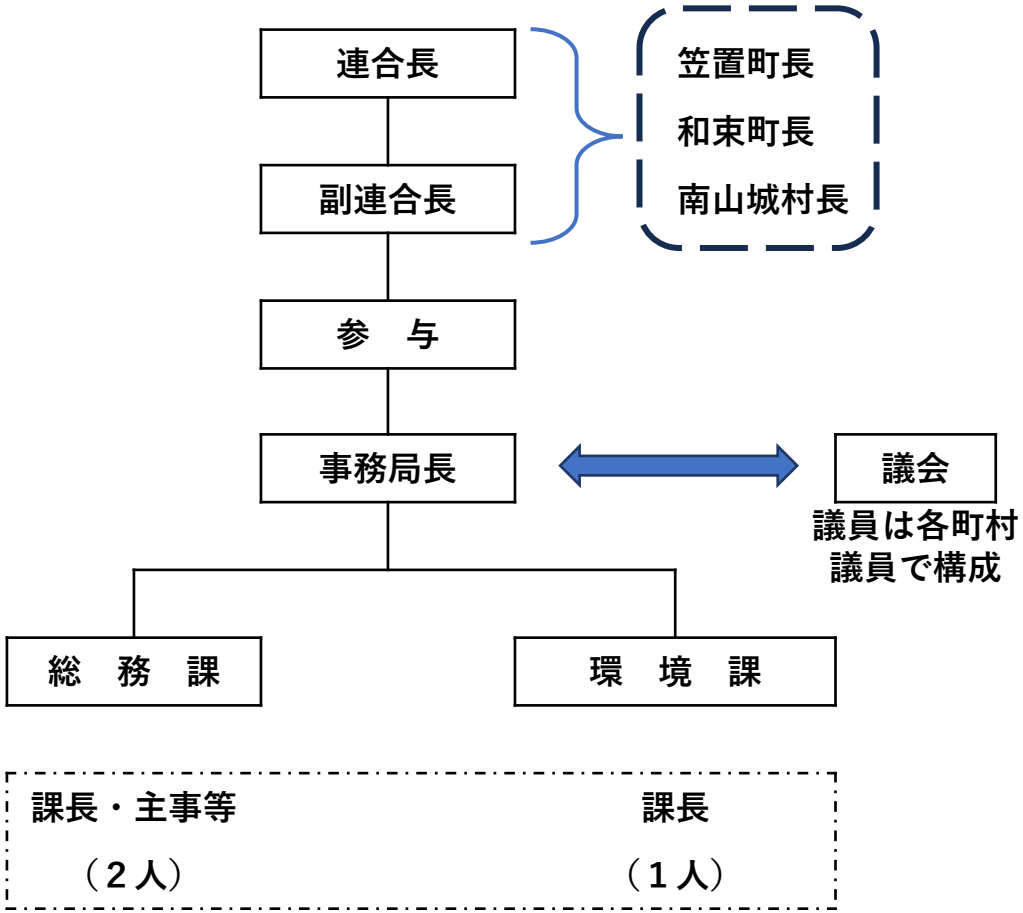

教育委員会

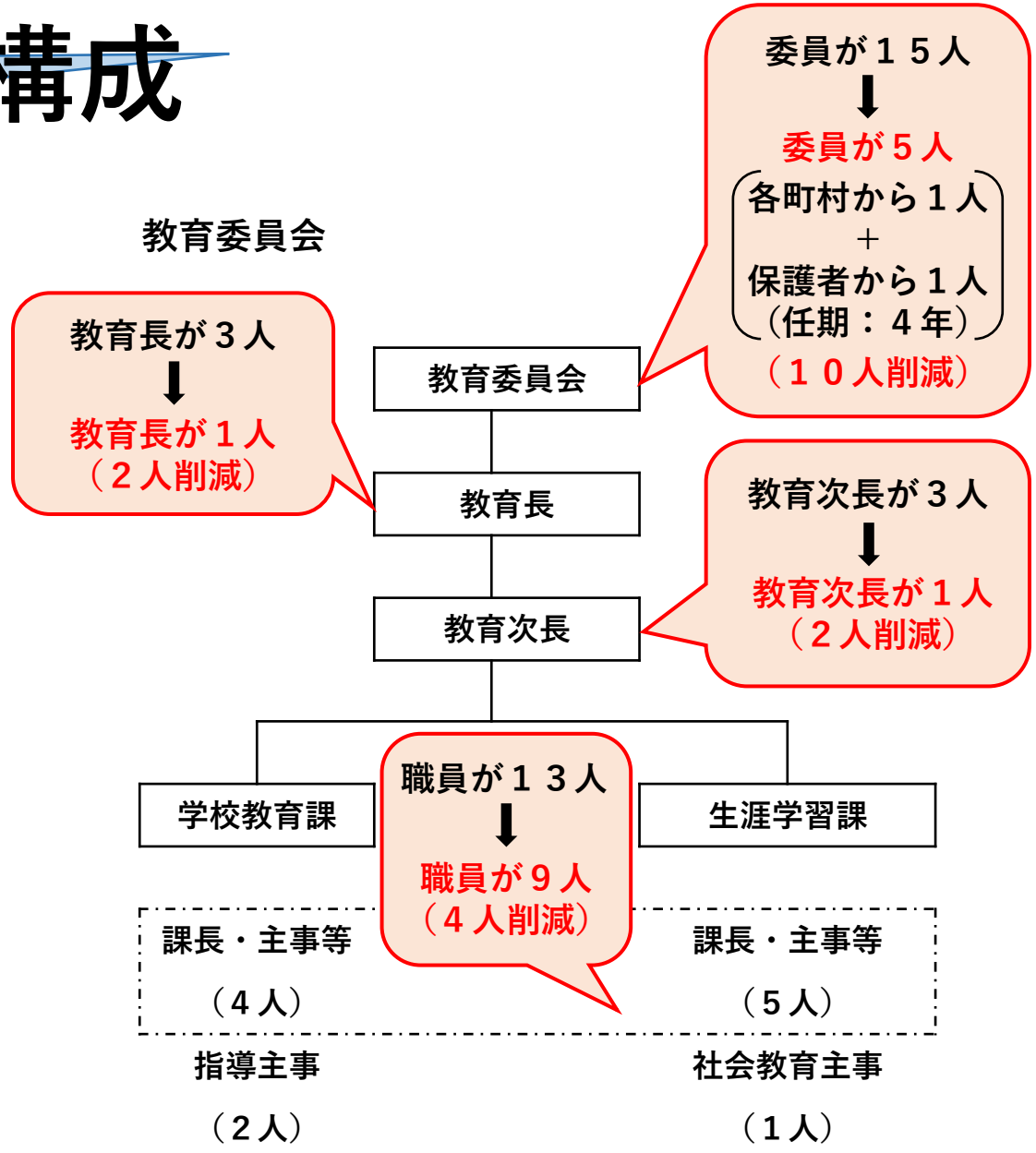

教育委員会における財政面の構造

構成自治体



笠置町



和束町



南山城村

人口割による負担金

町村独自の負担金

均等割による負担金

特別分担金

相楽東部広域連合

教育委員会



人口割による負担金
・学校教育課及び生涯学習課による経常経費 ・人件費

町村独自の負担金
・学校等維持管理に要する経費
・学校施設整備（改修等）に要する経費 etc.

総務課・環境課

人口割による負担金
・環境課による経常経費

均等割による負担金
・総務課による経常経費 ・連合職員人件費 etc.

特別分担金
・環境及び衛生に関する経費 etc.

各種事業　他

学校教育課 ・ 生涯学習課







相楽東部広域連合設立によるメリット

構成自治体

・教育に関しての支出を抑えられ、他の事業に費やすことができ、財政の維持及び住民サービス向上に繋げることができる。
・教育に対しての職員数を抑えられ、他の部署に職員を配置することができ、職員の業務負担削減に繋げることができる。

教育委員会

・広域化することにより、特別職、指導主事及び社会教育主事等の職員を配置する数や経常経費及び事業費を削減できる。
・広域化することにより情報共有が図られ、課題解決や未然防止に生かすことができる。

相楽東部広域連合設立によるメリット

施策面

・教育に関して、独自及び統一性を持たせた教育を進められる。
・教育振興費（行事、教材備品 等）や社会教育における事業に関する共通の事務(契約 等)が一手に進められる。
・各種業務が属人化されることを防ぐことができる。
・各町村の地域や学校の様子を理解している指導主事を置くことで、教育課題に迅速・柔軟に対応し、学校をサポートすることできる。
・学校教育・社会教育ともに、規模拡大に伴い、各種行事に関わる予定を取りまとめることができ、施設等の使用が重なりにくくなる。
・広域化により、事業の参加人数を確保しやすくなる。

相楽東部広域連合設立の現状とこれから

・構成自治体の意向を踏まえて、施策を進めることにより構成自治体間の調整が必要となる。
・規則の作成や契約事務等に関して、連合長及び副連合長（構成自治体の長）の決裁が必要となるため、時間を要する。
・課長及び職員が構成自治体から派遣されていることから、組織として業務が安定的に継続できる様に、職員の派遣を構成自治体間で調整する必要がある。

相楽東部広域連合設立の現状とこれから

・令和６年度より３年間にわたり、町村派遣職員の代わりに
相楽東部広域連合職員として採用

・相楽東部広域連合職員として、事務内容に専従できる（途切れない）一方で、一般行政より業務内容が特化（専門性が高い）する中で、これまで通り維持できるか求められる。





ご静聴ありがとうございました。

相楽東部広域連合教育委員会